

平成23年第361回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年3月22日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第4号
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第5号
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第6号
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第7号
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第8号
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第9号
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第10号
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第11号
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第12号
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第13号
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第14号
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第15号
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第16号
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第17号
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第18号

- 質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第19号
 質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第20号
 質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第21号
 質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第22号
 質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第23号
 質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第24号
 質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第25号
 質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第26号
 質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第27号
 質疑・討論・採決
- 日程第25 議案第28号
 質疑・討論・採決
- 日程第26 議案第29号
 質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第30号
 質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第31号
 質疑・討論・採決
- 日程第29 議案第32号
 質疑・討論・採決
- 日程第30 議案第33号
 質疑・討論・採決
- 日程第31 議案第34号
 質疑・討論・採決
- 日程第32 議案第35号
 質疑・討論・採決

日程第33 議案第36号

質疑・討論・採決

日程第34 請願第1号

質疑・討論・採決

日程第35 陳情第1号

質疑・討論・採決

日程第36 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

日程第37 閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君					
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君		
総	務	課	長	会	田	光	一	君	保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君
教	育	次	長	兼	藤	田	忠	晴	君	学	校	教	育	課	長				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼
局 長 補 佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開議の宣告

- 議長（柏村 栄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。
ただいまの出席議員数は16名であります。
出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） それでは、日程第1、これより議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
議案第4号の提案理由の説明は既に受けておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑の発言を許します。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。
これより議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第2、これより議案第5号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案も同様に、直ちに質疑に入ります。
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第5号 語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、暫時休議をいたしまして、ここで被災者に対しまして黙禱をささげたいと思います。

(午前10時03分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前10時04分)

○議長（柏村 栄君） 町長の発言はこれが終わってから、その前のほうがいいですか。

では、暫時休議をいたしまして、議会運営委員会を開きたいと思います。

(午前10時04分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午前10時17分)

○議長（柏村 栄君） ただいま議会運営委員会が開かれましたので、委員長のほうから報告を求めます。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議員の皆さん、お疲れさまでございます。

ただいま休憩中に議会運営委員会を開き、その結果を報告いたします。

この際、町長に発言を求め、きのうまでの経過、いろいろなことがあろうかと思っております。詳細については全協が後で開会されるようになっておりますけれども、この際、町長から発言を求め、そして今までの経過等についての説明を求めたいと思います。町長、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で報告を終わります。

◎町長発言

○議長（柏村 栄君） それでは、発言を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから発言をさせていただきます。

今回の大震災に伴う町及びに非常に住民の心配をおかけしていることについて、改めて心からお見舞いを申し上げます。

3月11日に、国内観測史上最大と言われているマグニチュード9、震度7の大地震が発生したことについては、皆さんも詳しい情報をいろいろな形でお聞きしているというふうに思っております。当町においても震度6弱の大震災に見舞われました。国内においては死者・行方不明者2万一千余名の尊い人命が失われて、被災家屋も数を数え切れないほどの被害が発生しております。

当町においても、人的な被害は7名と少なかったものの、家屋の被害にあっては全壊60棟、半壊226棟を含む2,700にも及ぶ建物の損害が発生し、また、道路、さらには農地、農業施設等々を含めて甚大な被害をこうむっております。

その中でも、今問題になっているのはライフライン、特に水道の断水でございます。これらについては住民のほうから多くの要望が出されておまして、これは非常に深刻な影響が出ているというふうに考えております。これらの復旧に向けて全力を尽くしていきたいというふうに考えておりますが、町としましても、この対応については懸命の努力をさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、今、議会運営委員長のほうから話がありましたように、現在までの災害状況、そして対策等について概略等を説明させていただきたいというふうに思っております。

人的な被害については、前段でも述べましたように、重傷が1名、軽傷が6名の7名の人的な被害が発生しております。なお、地震後の被害ということで、屋根から転落した64歳の方が1名亡くなっているというような状況でございます。

住宅の被害でございますが、全壊が60棟、半壊が226棟、一部損壊が2,129棟、作業所等の全半壊を含めて239棟、合わせて2,654棟というような被害状況になっております。

庁舎においても被害が発生しております。公共施設、特に集会所の施設も、1カ所だけ調査が終わりましたが、その他の施設については現在調査中でございます。

都市建設課においての町道の被災箇所は300カ所。現在、この復旧に向けて懸命の作業をしている最中でございます。公園については、調査箇所が12カ所。これらについても今被災の内容等について把握を進めているところでございます。町営住宅においても、大林住宅を含めた町営住宅にも影響が出ております。これらについては、現在都市建設課を中心にして被害建物の検査をしながら、それらの状況等の把握に努めているところでございます。これらについても、早急に全世帯を調査しながら被害調査について万全を尽くしていきたいと

いうふうを考えております。

農地及び農業用施設の被害状況でございますが、ご案内のとおり、羽鳥ダムの堤体、さらにはパイプラインの漏水等も含めて、これらについても重大な決断をさせていただいたところでございます。矢吹原土地改良区の総代会が過日行われまして、ことしの通水はできないと。よって、ことしは羽鳥用水の受益地についてはお米がつかれないというような状況になっております。それから、さらには農地のひび割れ等も多数発生しておりますし、農業用の施設も被害が多数発生しております。これらの被害調査についても、産業振興課を中心にしながら対策に当たっているところでございます。商工会関係についても、工業団地も多数の進出企業の工場建屋に被害が発生しておりますし、また、町の商店会についても多数の被害が発生しております。

健康センターのあゆり温泉についても被害が発生したんですが、懸命の措置によって3月19日に復旧しまして、避難所の方に、まず入浴を手当てさせていただきました。さらには、20日から一般町民に向けた入浴を無料で開放したところでございます。温水プールほか、健康センターにも多数の被害が発生していると。

上下水道については、現在わかっているだけで102カ所、復旧箇所が60カ所ということで、現在も通水のエリアの拡大を図っているところでございますが、現在通水されている場所は農免道路から西側ということでございます。順次、通水の枠の拡大、エリアの拡大ということで、調査しながら懸命の作業をしているところでございます。通水率というものは、復旧率というものは約51%ということで、皆さんのほうにご報告させていただきたいと思っております。公共下水道、農業集落排水についても数カ所被害が発生している状況でございます。

学校関係では、矢吹小学校、善郷小学校含めすべての小学校、さらには矢吹中学校、すべての幼稚園、そしてすべての保育園、文化センター、図書館、ふるさとの森、中央公民館、中畑公民館を含めて多くの箇所で被害が発生しております。勤労者会館テニスコートにも被害が発生、文化財においても三十三観音、鬼穴古墳、谷中古墳等にも被害が発生しております。

いずれにしても、未曾有というような表現がございまして、矢吹町にとっても町制施行以来初めてとも言える大きな災害に見舞われたということで、今後、町としましても役場職員一体となり、また全町民の力をかりて、一日でも早い復興というものに全力を傾けて努力を、この後においても継続することを皆さんのほうにお約束させていただきたいと思っておりますし、議員の皆様にもさまざまな形でさらなるご協力も切にお願い申し上げます。以上で町のほうの被害の状況を説明させていただいて、発言を終わらせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） それでは、日程第3、これより議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第7号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第7号 矢吹町就学指導審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 反対討論に先立ち、東日本大震災の被災に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、災害に対して日夜の救援活動、町長初め職員、消防団、ボランティアの方々を初め、各多くの関係者の方々に、ご苦勞を心より感謝申し上げます。

議案第9号に反対の立場で討論いたします。

東日本大震災は、岩手県、宮城県、福島県の東北3県を初め全国18都道県にわたって多くの死傷者や建物損壊など甚大な被害をもたらしました。矢吹町も例外ではなく、周りの光景は目を覆うばかりです。世界4番目と言われる巨大な地震の自然災害、そして国内最悪の人災と言っていい原子力発電の重大事故、既に原発事故による大きな影響が出ています。町ぐるみ避難しなければならない、そうした三重苦、四重苦、これ以上の苦しみがあるだろうかと思えます。放射線という目に見えない悪魔による農畜産物の出荷停止、今後どこまで拡大していくのか不安は尽きません。そこに、矢吹にとっては秋の実りの源である羽鳥ダムからの通水不能の追い打ち。どこへ行っても、ことしは税金を払うのが大変だ、特に国民健康保険税はどうにもならないという声ばかりです。

国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されております。我が党は、命と健康を守り国保本来の役割を取り戻すために、国と自治体に対して3つの柱で緊急に提言しました。1つ、国による国保料値上げの押しつけをやめ、引き下げに転換する。2つ、強権的な取り立て、保険

証の取り上げをやめ、引き下げに転換する。3つ、国庫負担を計画的に復元し、安心できる国保制度に改革する。こうした提言をしました。

大災害に見舞われた今、自治体はこのまま国の圧力に屈服するのか、住民の立場で国保料の引き下げや抑制の努力を続けるのかが問われています。今、国保加入世帯は収入の見通し、また生活計画が立てられない、そうした現状にあります。

議案第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、各もろもろの限度額の引き上げであります。これは国の圧力をはね返す条例にはなっていません。そうした立場において、私はこの議案第9号に反対するものです。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 先ほど同僚議員からもありましたように、今回の東日本の災害に関し、被災に遭われました皆様方に深くお見舞いを申し上げますとともに、日夜努力をされている数多くの皆様に感謝を申し上げたいというふうに思います。

議案第9号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。もちろん、国民健康保険あるいは通常の社会保険そのものについての、被災に遭われた方も含めまして、非常に負担あるいは感じている方がいらっしゃるの、は重々承知して発言しております。

保険の目的であります相互扶助、要するに皆さんで支え合う。例えば矢吹町も含めまして、一般会計の繰り入れも含めまして非常に努力をされている。それはずっと私が思ってきたことであります。冒頭申し上げましたように、保険の本来の目的、相互扶助という観点から、どうしても一部を引き上げざるを得ないということにつきましては、何度も申し上げますように、相互扶助の点から保険のあり方ということを含めまして、ここはぜひ皆様にご理解いただきながら進めさせていただきたいというふうに私は思いますので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これで討論は終結いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより議案第10号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第10号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議案第11号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第11号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議案第12号 矢吹町道路線の認定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議案第12号 矢吹町道路線の認定について、お聞きいたします。

路線名、井戸尻・堰の上線、この現在の幅員と距離もお知らせいただけます。また、認定された後、この道路についての整備が早急になされるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議案第12号 矢吹町道路線の認定について永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

幅員と距離、それにいつまでに整備され、利用されるのかというようなおただしでございますが、これについては企画経営課長より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） お答え申し上げます。

延長は約800メートルでございます。幅員は約10メートルでございます。

いつからというご質問でございますが、平成23年度の当初予算のほうに調査設計の予算を計上しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 本来であれば予算委員会ですべきかもしれませんが、議場の中でお聞きするのはまた心苦しいのですが、今企画課長のほうから幅員が10メートルというふうなことで23年度の当初予算に入っていると。今現在、矢吹町が大変な災害で、町道すべて、すべてとっては過言でございますけれども、かなりの被災を受けているわけですが、そうした中で23年度予算に上げるというふうなことが果たして可能なのかどうか私は疑問に思うものでございます。今の被災に遭った中で、今年度中に果たして、全面改修できない中で23年度の予算でするというのはいかなるものか私は疑問に思うものであります。その辺、町長の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

災害で町道が多くの被害を受けている。その中であって、今回新たな事業として平成23年度本路線の予算を

計上するのはいかがなものかということでございますが、これらについては、予算は予算として上げさせていただき、復興は復興に伴って、国・県と連絡をしながら復興の予算がどうなるのかということも含めて総合的に判断したいというふうに思っております。国・県の予算がついたと、しかしながらこの案が当初予算として計上されずに議決いただかないと、当初予定していた本路線についても執行できないということもございまして、予算は予算として通していただきたい。現在の被災の道路の復興については、これも国・県と相談しながら両建てで考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第12号について質疑をいたします。

この道路は苗畑につながる道路かなというふうに思うんですが、そうですか。

○議長（柏村 栄君） 続けてやってください。

○6番（棚木良一君） 当然、これは企業誘致ということがあるのかなというふうに思うんですが、先ほど議案10号でも企業立地促進条例の一部を改正する条例が可決されたわけですが、現在、原発の事故が予断を許さない状況になっているわけです。今後どうなるのかもわからないということですので、これからそういった点では、企業誘致といっても福島県に来る企業があるのかという点では大変心配されるわけです。そういった点については、町としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

苗畑につながる道路が企業誘致に伴うものというふうに認識しているということでございますが、全くそのとおりでございます。原発の影響等々もあるかと思いますが、進出企業があるのかという心配は私どももしておりますが、現時点ではそうした状況も把握しながら、企業誘致については相変わらず進出に向けて、進出していただくように努力を続けていくということでございますので、この路線については必要なものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議案12号に反対する立場で討論いたします。

町長の答弁は、予算は予算として国のほうに要望していくという返事があった中で、予算に計上したというふうなことなのですが、このたびの災害で全町の町道、そういったものが整備可能であれば結構ですが、恐らく平成23年度内にはできないであろうと私は思う中で、それを企業誘致というようなことは前から第2苗畑のことで聞いて知っておりますが、今同僚議員から原発の問題も出た中で、なかなか企業誘致も当分は見通しが立たないであろうという中で、一番はやはり今矢吹町町民、住民の安全安心が一番でないかなと。それを解決してからの話であろうということで、このたびのこの12号議案に反対するものでございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議案第12号、賛成の立場で討論いたします。

確かに、同僚議員が反対するように、今、町のライフライン、特に道路もかなりの損傷を受けていまして、とにかく目の前の道路整備というものも確かに大切だと思います。しかしながら、矢吹町の今後を考える場合、企業が立地できるような体制も同時に進めていかないと、そのときになって準備するのでは、かなりのおくれになってしまいますので、とにかく将来の雇用あるいは町の財政的面も含めて、やはり準備できるものは準備しておくべきだと思いますので、私は賛成の立場で討論いたします。よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより議案第13号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第13号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより議案第14号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第14号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより議案第15号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第15号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第13、これより議案第16号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第16号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第14、これより議案第17号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第17号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第18号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第15、これより議案第18号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題
といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。
これより議案第18号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第16、これより議案第19号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを
議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。
これより議案第19号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第17、これより議案第20号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第20号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第18、これより議案第21号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第21号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第19、これより議案第22号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第22号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第20、これより議案第23号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第21、これより議案第24号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第24号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第22、これより議案第25号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第25号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第23、これより議案第26号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第26号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第24、これより議案第27号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第25、これより議案第28号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第28号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時03分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午前11時19分）

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第26、これより議案第29号 平成23年度矢吹町一般会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第29号 平成23年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

最初に、3月11日に発生した東日本大震災は日本で最大規模の被害を発生させています。また、福島原発の

放射能飛散は深刻な被害を起こしており、これも予断を許さない事態となっています。私は、痛ましい犠牲になられた方々に対して謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

今、緊急に求められているのは、被災して遭難している皆さんを初め被害を受けた方々の救援をすることです。また、町内の被害も甚大であります。道路の陥没・隆起、土手の崩壊、家屋の倒壊、断水など、町長初め職員の皆さん、そしてまた消防の皆さん、ボランティアの皆さん、建設設備業者の皆さんの不眠不休による対応でインフラ整備も復旧しつつあります。町民の皆さんとともに心から感謝申し上げる次第であります。

本格的な復旧工事はこれからになりますが、東日本大震災前に提案された平成23年度の一般会計当初予算は67億9,000万円で、前年度予算と比較しますと8億2,100万円の増となっています。町民の暮らしや福祉、安全安心予算はもちろん、中学校の改築工事は一日も早く完成させなければなりません。しかし、長引く不況のもとで町民の所得も減っています。国保加入者の22年度の平均所得は128万6,532円と、貧困化が進んでいます。いかに町民の所得を引き上げるかは、町民の暮らしを守るということは町の課題であるのにもかかわらず、何もない。仕事をつくる住宅リフォーム助成事業や医療事務、介護ヘルパー資格取得など提案してもやらない。子供の医療費、高校卒業まで無料化の大玉村は、人口は減らないで県内一ふえているそうです。2番目はお隣の泉崎村だそうです。住民の福祉を守る、暮らしを守るという地方自治体の原点に返ってやっているところとやっていないところでは、大変な違いがあるのかなと思います。

議案29号については、こうした町民の所得をいかに増やすかという点では欠落しておりますので、私は町民の福祉と暮らしを守る立場から反対をいたします。また、当初予算でありますので、まず第一に、戦後最悪の被害をもたらしている東日本大震災の被災者救援と町の復興が当初予算に反映しなければなりません。また、東京電力福島第一原発の放射能飛散は予断を許さない事態になって、町民から心配と怒りの声、早急な対応が求められておりますので、それらについての早急な町の対応を強く要望して、私の反対討論といたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 議案第29号 平成23年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、矢吹町の財政状況あるいは置かれている立場が十分考慮されておると考えます。また、一般町民の方々あるいは各種団体の意見が、町長の施政方針にあったように、この予算の中には、私は反映させていると認められますので、皆さんのご協力を仰ぎたい。また、現在、矢吹町も大変な被害をこうむっていますので、一日も早くこの予算が通るように、私は皆さんにご協力申し上げて、賛成の意見としてお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 平成23年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第27、これより議案第30号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

[6番 棚木良一君登壇]

○6番（棚木良一君） 議案第30号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

国保会計の本年度予算は20億1,850万7,000円で、前年度と比較しますと1億300万2,000円の減であります。

国保税の本年度予算は5億799万3,000円で、前年度と比較しますと4,701万1,000円の減であります。

今、国民の命と健康を守る国保制度の危機が深刻さを増しています。国保税が高くて払えず、保険証の取り上げや生活費の差し押さえまで行われ、大きな社会問題になっているわけであります。国保から給付する医療費の伸びに対し、不況で加入者の所得が増えず国保税収入が減っているためと。根本原因は国庫負担の削減によるものであります。国保会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から24%にも半減しているわけであります。

民主党は、政権交代したら国保に9,000億円の予算措置を行い、国民の負担を軽くすると国会で主張していましたが、政権交代後も公約を実行していません。そればかりか、民主党政権は、今でも高過ぎる国保税をさらに値上げせよと指示する通達を出したのであります。

今、議会に提案されている議案第9号は即刻取り下げるべきであります。前にも言いましたが、矢吹町の国保加入者10年前の平均所得195万2,000円、そのときの国保税は19万1,077円。10年後の平成21年度平均所得151万4,000円と下がっているにもかかわらず、国保税は21万6,724円と引き上げられ、平成22年度所得は128万6,532円と大幅に所得が減っております。国保世帯の貧困化が進んでいることは、このことを見ても明らかであります。

このことは、我が町の国保の実態を見ても明らかであります。例えば、夫婦2人の標準家庭、子供2人、4人家族で固定資産税5万円、平均所得200万円、この方が国保税を幾ら払っているかといいますと、何と37万

1,000円にもなります。このように高いわけですから、払いたくても払い切れない、何とか引き下げてほしいというのは当たり前ではないでしょうか。まして、滞納世帯も260世帯、滞納額2億8,909万7,993円にもなります。短期保険証は37世帯、そしてまた資格証明書、これが55世帯もあるわけであります。このような国保の町の実態です。このようなときに、何とか引き下げてほしい、こういうのは当たり前ではないでしょうか。まして今度の大地震であります。矢吹町の皆さんも大変な影響があるわけです。国保税は積立基金が6,313万1,978円、22年5月26日現在ですが、このようにあるわけですから、1世帯1万円引き下げても、3,490万円が積立基金として残ります。

国保税の引き下げは、町長がやる気になればすぐできることであります。しかし、今度の当初予算にはそれらがのっておりませんので、そういった点では私は問題だというふうに思います。特に私が言いたいのは、町から国・県に対して国保の財政支援を求めること、そしてだれもが払える国保税大幅な引き下げを目指して、当面、緊急2年間1世帯1万円を引き下げる。そして、短期保険証や資格証の発行は直ちにやめること。こういったことを強く要望して、議案第30号に反対するものであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。

議案第30号に賛成の立場で討論させていただきます。

冒頭に、今回の東日本大震災で被災された皆さんに、お見舞い申し上げます。

本議案は当町のまちづくり計画並びに施政方針に沿ったものと考え、賛成いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

討論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第30号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第28、これより議案第31号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 今回の大地震につきまして、心からお見舞い申し上げる次第でございます。

議案31号について質問いたします。今までの経過等について町長に答弁を求めるわけでございます。というのは、地域者説明会、そして町にある都市計画審議委員会、その経過について、むしろ公共下水道については、現在、施設が完備されても公共ますに非常に接続率が低いという前提にありまして、今回公共下水道関係についてはエリアの拡大等々が、確かに拡大というその趣旨には賛同するわけでございますけれども、やはり何よりも公共ますに接続率が非常に低いという観点もありますので、説明会等々が行われたわけでございますけれども、90%以上の接続が求められているわけで、それをクリアしているのかどうか、町内の業者の公共的な工事が減少されているという、そういったこともあろうかと思っておりますけれども、今年度の予算を見ると4億何がし、そしてその中では起債が1億9,000万くらいあるのか、そういった中で財政再建、そういうものをクリアしているという結果も出ておりますけれども、しかしやはり何といたしても、この際、財政を考えなくては何もできないという現況にあることは、これは事実だと思っております。そういった意味で、今までの経過等についてお伺いしたいと存じます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

おただしの地区については、現在公共下水道の面的な拡大ということで、文京町地区と大久保団地地区を、エリアを拡大しながら、今回整備を図ろうということで計画しているものでございます。

確かに、今まで公共下水道の面的な拡大をした中であって、接続率というものがなかなか思うように率が上がってこない、加入者が増えてこないという問題がないわけではございませんでした。そうしたことも含めて、矢吹町は今回この事業を計画するに当たって、文京地区については10月と12月の2回、受益者の説明会を開催し、さらには文京町においては12月にアンケート調査を実施したりさせていただきました。大久保地区についても多くの賛同を得た中で10月説明会、さらにアンケートも10月に調査をしながら住民の方の理解を深めるための努力をさせていただきました。

質問の、説明会にあつて、90%以上の接続が確約しているのか、しかもクリアできるかというようなお尋ねでございますが、詳しい賛同を得ている数字については、今資料を準備している最中でございますので、資料が整い次第、企画経営課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、この事業を進めるに当たっては多くの住民の理解を深めながら、公共下水道事業が果たす役割、そうしたものを十分に理解を深めて工事のほうを進めていきたいと考えておりますので、なお、議員の皆様にも町の考え方を説明していただいて多くの理解を得ていただくようにも後押しをしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、質問に対する説明と答弁とさせていただきますと思っております。

[発言する者あり]

○議長（柏村 栄君） 審議会。

○町長（野崎吉郎君） 都市計画審議会の中では、今回の計画については異論なく、そうした計画に賛同を得たということで諮問し、さらに答申を受けております。

[発言する者あり]

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 今、企画経営課長のほうから接続率の賛同の内容等について具体的な数字をとということでしたが、資料がまだこちらのほうで用意できませんので、後ほど議員の皆様へ配付させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

[6番 棚木良一君登壇]

○6番（棚木良一君） 質疑をいたします。

公共下水道のエリア区域の拡大ということであったわけですが、以前、この公共下水道は始まるとやはり公債費比率がどんどん上がっていくということになっていくわけですね。これまで農業集落排水、今はやめていますけれども、もう、どこでもやられていたわけです。しかし、農業集落排水事業は容易でないということになってやめたわけですね。公共下水道についても財政的に容易でないということで、エリアの拡大なんかについても、よその市町村では縮小したりして、なるべく借金を抑えているということがやられてきているわけです。

矢吹町でもそろそろ、そういった点については、公共下水道については、エリアの拡大についてはやっぱり考えて、合併浄化槽のほうを経費はかからないということなんですね。ですから、その辺も検討していかなければならないというふうに思うんですが、そういった点では検討もなされていると思うんですが、その辺についてはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

公共下水道のエリアの拡大についてのおただしでございますが、これについては町が主体的にエリアを拡大するという考え方と、住民の要望に沿った形でエリアを拡大しているという、そういう二面性がございます。今回の文京地区、大久保団地についても多くの方の要望、そうしたものに応えた形で公共下水道のエリアの拡大をしているということについても、棚木議員、ご理解いただきたいと思います。

他の町村では、経費がたくさんかかるということで、公共下水道から合併浄化槽というようなことでの検討

をしているということでございますけれども、これについてももちろん、当町においてもそうしたことを十分に検討を踏まえながら、採算性の問題も含めて考えていきたいと思っております。

なお、公債費比率が上がるのではないかとこのおたしでございますが、そうしたことも踏まえて、財政シミュレーションの中で公債費比率が上がらないような、そうした工夫を重ねた中での整備だということについてもご理解いただきたいと思っております。

なお、シミュレーション上は現在のところ、急激に上がるのではなくて、18%未満に向けての、そうした形で数字も出ているということについても報告をさせていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 先ほどの、企画経営課長のほうから答弁を求めます。

課長。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 接続率のご質問でございますが、さきに行いましたアンケート調査の結果をもとに説明させていただいて、答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

まずは文京町地区でございますが、このアンケート調査にお答えいただいたのが、42名の方からお答えいただきました。反対だという方は6件でございます。大久保地区でございますが、お答えいただいた方が15件でございますが、反対は3件という結果が出ております。このように、反対される方については少ないような状況にございまして、どうしても心配される部分については、これからの整備の関係で宅内管の整備の費用がかかるというような心配がございまして、反対されている方については以上のような数字だということで、説明にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第31号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認め、よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第29、これより議案第32号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第32号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第30、これより議案第33号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 議案33号について質問するわけですが、その前に、今回の大震災について大変な原発の事故とか、地震による影響とか、そういうことで亡くなった方も2万を超すというふうな状況ですから、心から哀悼の意を表しますと同時に、これからもしばらくの間はどういうふうな事態になるかわかりませんので、執行部の皆さんも、またお並びの課長の皆さんも職員一同、大変な時期だとは思いますが、復興の力を信じて一丸となって進めていただきたいと、心から切に願うものであります。

それでは伺います。農業集落排水事業特別会計なんですけれども、矢吹町の集落排水の事業のパイプラインを、大体どの地域を見てもずたずたなんです。これはもちろん、交付税が国の予算で入るとは思いますが、どのような考え方をしているのか。工事といえば、また新しくつくりかえすしかないのかという、パイプラインはそういうような状況になると思いますけれども、執行部の考え方を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹町の農業集落排水事業のエリア内において多くの配水管が甚大な被害をこうむっていると、これについては紛れもない事実でございます。寺内地区、三城目地区含めて多くの集落排水の施設が被害をこうむっている。これらについては国の支援というものを今考えております。現在はそうした施設の損害状況を把握するために、上下水道課が懸命の努力をしている最中でございます。当面の復興の手順としましては、仮復旧をするために損傷箇所を調査して、それらの手当てをさせていただいていると。本復旧に向けては、国の災害復旧に向けての、そうした支援がどういう形になるのかを見きわめながら、できるだけ早い時期に国・県と連絡をとりながら、そうした作業に当たっていただくように努力を傾注させていただきたいということを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第33号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第31、これより議案第34号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第34号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第35号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第32、これより議案第35号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。
これより議案第35号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第36号の質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第33、これより議案第36号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算を議題といたします。

本案も同様に、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。
これより議案第36号 平成23年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第34、これより請願第1号 T P P交渉参加反対に関する請願を議題といたします。
討論の前に、紹介議員または執行機関に対し質疑、意見等があれば質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより請願第1号 T P P交渉参加反対に関する請願を採決いたします。

お諮りいたします。既に同じ内容、趣旨の請願等が採択されておりますので、請願第1号は趣旨採択とすることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 T P P交渉参加反対に関する請願は趣旨採択とすることに決しました。

◎陳情第1号の討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第35、これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情についてを議題といたします。

質疑等を省略し、これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いた
します。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択すべきものと決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については採択する
ものと決しました。

以上で町長から提案されました議案また請願、陳情案件の審議、採決はすべて終了いたしました。

なお、会期中に議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

(午前11時56分)

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

(午後 零時05分)

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次の議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議をされましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

[12番 遠藤 守君登壇]

○12番（遠藤 守君） 報告いたします。

議員から追加案件発議1件が提出されました。また、議会運営委員会から次期定例会の運営協議のため、閉会中の継続審査申し出等が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。ご協力、よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。なお、追加2件についてはお手元の資料のとおりであります。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第36、これより発議第1号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

[8番 角田秀明君登壇]

○8番（角田秀明君） まず、初めに、この大災害の矢吹町町民の皆さんにお見舞い申し上げ、そしてこれから頑張っていたきたいとお願い申し上げたいと思えます。

それでは、今局長のほうから提出者のということで、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を朗読したいと思います。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、昨年6月、政労使の代表から成る「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で657円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちや非正規労働者などの生活改善は望めないばかりか、最低限の生活を営むことさえも難しい状況であり、このことは、本県の貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

記

(1) 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。

(2) 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月22日

内閣総理大臣 殿、厚生労働大臣 殿、福島労働局長 殿

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（柏村 栄君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第37、これより閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。議会運営委員会申し出のとおり、会期外の付託とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会より次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第38、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により別紙のとおり、議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、派遣することに決しました。

◎町長発言

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

続きまして、町長より発言を求めていますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、発言をさせていただきたいと思います。

第361回矢吹町議会定例会最終日に、柏村議長を初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、皆様のご理解のもと、全議案、原案どおり可決いただきました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

発言をお願いしたのは、専決処分についてであります。

第1に、地方税法の一部改正が予定されていることから、関連する町税条例の一部改正につきまして専決処分をしたいと考えております。

第2に、補正予算についてであります。3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震について、現在、

全力を挙げ災害への対応に取り組んでいるところでありますが、応急処置に要する各種資材の調達や修繕、避難住民及び対応に当たる人員への炊き出しなどによる食糧確保等未確定な部分が多く、今後もしばらくの間、このような状況が続いていくと思われます。つきましては、これらに関する経費について専決処分とさせていただくことを何とぞご了承いただきたく存じます。

最後になりますが、今回の震災は町に甚大な被害をもたらしました。現在も避難所で過ごされている方が多数おり、不自由な生活を強いられております。また、水道に関しましても、町民の約半数の方々が、いまだ断水状態で不便な思いをされております。こうした難局の今こそ、かつて荒地であった、ここ矢吹原を美しい田園地帯にまでつくり上げた偉大なる先人たちの開拓精神に立ち返り、議員の皆様を初め町民の皆様及び町職員の力を結集するときであります。議員の皆様のさらなるご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます、私からの発言とさせていただきます。

ありがとうございました。終わります。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の会議を閉じます。

これにて第361回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午後 零時15分）